

伊平屋村 学校における働き方改革推進プラン

— 教職員のウェルビーイングと教育の質の両立 —

令和7年10月(初版案)

伊平屋村教育委員会

目次

はじめに

I 基本的な考え方

1. 目的
2. 在校等時間・時間外在校等時間の考え方
3. 期間
4. 数値目標 (KPI)
5. 取組の柱
6. 推進に当たっての留意事項

II 具体的な取組

1. 学校業務の見直し(縮減・簡素化・統合・外部化・ICT化)
2. 働き方の意識改革
3. 教職員の健康管理
4. 方針に沿った部活動の運営
5. 伊平屋村の実情に即した重点施策

III 推進体制と役割分担

IV 指標(KPI)・評価・検証・改善

V 付録(Q&A/参考資料)

はじめに

現代は先行き不透明で予測困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。学校が対応する課題も複雑化・困難化しており、離島・小規模校である伊平屋村の学校においても例外ではありません。そのような中、学校の働き方改革については、全国的に取組が進められているものの、依然として長時間勤務の教職員も存在し、引き続き改革を加速させる必要があります。

国においては、令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」及び新たな「教育振興基本計画」（令和5～9年度）において、令和6年度からの3年間を集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化を打ち出しました。処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に、スピード感を持って推進する方針です。

沖縄県においても、令和5年度に県教育庁「働き方改革推進課」が設置され、県内公立学校を対象とした業務改善アンケートや「沖縄県公立学校における働き方改革推進本部」の設置、さらに令和6年3月には「沖縄県公立学校における働き方改革推進計画（みんなの学校!ピースフル・プラン）」を策定、令和7年3月には「教職員メンタルヘルスの日」を制定するなど、取組が進められています。

伊平屋村においても、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、本計画を策定しました。学校における働き方改革は、教育委員会や学校・教職員が自分事として主体的に取り組むとともに、保護者や地域、関係団体など社会全体が一丸となって対応することが不可欠です。特に、離島という地理的条件や人的資源の制約を踏まえ、地域と学校がより強く連携し、持続可能な教育環境を整えることが求められます。

本計画を通じて、伊平屋村の子供たちに「より良い教育」を提供するという本質を全ての村民と共有し、みんなで協働しながら改革を進めることで、全ての教職員が身体的・精神的・社会的に満たされた状態（ウェルビーイング）で充実した教職人生を送れるよう目指します。

伊平屋村教育委員会

I 基本的な考え方

1. 目的

伊平屋村立学校に勤務する教育職員の業務量の適正管理、心身の健康とウェルビーイングの確保、および教育活動の質の向上を図る。

2. 在校等時間・時間外在校等時間の考え方

在校等時間：学校に在校している時間（校外での職務や休日の職務を含む）から、休憩時間と職務外等の時間を除いた時間。

時間外在校等時間：正規の勤務時間以外に学校教育活動に関する業務を行っている時間。

3. 期間

令和7年度～令和9年度（3年間）の集中推進期間。

4. 数値目標（KPI）

月80時間超の時間外在校等時間者を毎年度「0」にする。

全教職員が時間外在校等時間上限（月45時間、年360時間）以内での勤務を目指して、月45時間・年360時間を超える教職員の年平均割合を令和9年度までに50%以下を目安。教職員アンケートの肯定回答80%以上を目指す。

5. 取組の柱

- ① 学校業務の見直し（縮減・簡素化・統合・外部化・ICT化）
- ② 働き方の意識改革（勤怠の適正管理・優先順位付け・会議改革・持ち帰り業務の抑制）
- ③ 教職員の健康管理（休憩・休暇取得、相談体制整備、産業医・心理職の活用）
- ④ 方針に沿った部活動の運営（活動時間・休養日の徹底、外部人材・地域移行の推進）

6. 推進に当たっての留意事項

真に必要な教育活動を損なわないこと。

実態より短い虚偽の時間を記録しないこと。

持ち帰り業務の縮減に向け、実態把握→対策→検証を徹底すること。

II 具体的な取組

1. 学校業務の見直し

学校行事の精選・簡素化
文書・調査の集約とオンライン化
校務分掌・マニュアルの見直し
校務支援システムの活用
外部人材の活用

2. 働き方の意識改革

勤怠の適正把握（月1回の点検と確認）
定時退庁日と学校閉庁日の設定
会議改革
持ち帰り業務の抑制
広報と周知

3. 教職員の健康管理

休憩時間の確保
ストレスチェック受検
年休・リフレッシュ休暇の計画的取得
相談窓口の周知

4. 方針に沿った部活動の運営

活動時間の上限目安
休養日の設定
外部指導者の活用

5. 伊平屋村の実情に即した重点施策

学校横断の共同化
オンライン活用

交通事情配慮

地域連携

データの見える化

III 推進体制と役割分担

伊平屋村教育委員会：方針・ガイドライン提示、ICT 整備、外部人材配置支援、広報。

学校（校長・管理職）：年間運営計画に働き方改革指標を組み込み、在校等時間の客観把握と業務調整。

教職員：正確な出退勤記録、業務の優先順位付け、ICT 活用、休暇取得。

保護者・地域・関係機関：勤務時間帯への理解、行事での役割分担、見守り支援。

IV 指標 (KPI) ・評価・検証・改善

在校等時間の集計、教職員アンケート(3軸6視点)、部活動 KPI などを設定し、定期的に検証・改善を行う。

V 付録 (Q&A / 参考資料)

1. Q1. 在校等時間の上限目安は？

A. 月 45 時間・年 360 時間を基本とし、特別な事情がある場合でも厳格な上限を逸脱しない運用とします。

2. Q2. 部活動の活動時間と休養日の目安は？

A. 平日 2 時間程度、休日 3 時間程度、週 2 日以上の休養日を徹底します。

3. Q3. 学校行事はどう見直す？

A. 目的と教育的価値を精査し、準備・運営の簡素化、類似行事の統合やオンライン化等で負担を最小化します。